

## 授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則

### 国立大学法人和歌山大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則

制 定 昭和39年 1月29日

最終改正 令和 5年 6月23日

(総則)

第1条 授業料等の免除及び徴収猶予等の取扱いについては他に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 この規則は、学部、学環及び大学院の学生（科目等履修生及び研究生を除く。）に適用する。

(経済的理由に基づく授業料の免除)

第3条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合は、授業料を免除することができる。

2 経済的理由による納付が困難な事情の認定は、学生又は学生を扶養する者の居住地の市区町村長の証明する経済状況に関する証明書並びに家計に関する調書及びその都度大学が必要とする書類を参考として行う。

3 授業料の免除は、本人の申請に基づき、和歌山大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長がこれを許可する。

(研究内容に基づく授業料の免除)

第3条の2 博士後期課程に設けるプログラムにおいて研究内容が優秀であり、かつ学業優秀と認められる場合は、授業料を免除することができる。ただし、本条及び前条による授業料の免除を併せて申請した場合には、本条又は前条による選考結果が当該申請者に有利となる方を適用する。

2 研究内容が優秀であることの認定は、研究科における研究内容についての審査結果及びその都度大学が必要とする書類を参考として行う。

3 授業料の免除は、本人の申請に基づき、委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

第3条の3 和歌山大学大学院教育学研究科教職開発専攻（以下「教職大学院」という。）に入学した学生が、和歌山大学と和歌山県教育委員会との覚書により授業料の半額を不徴収とする場合で、第3条による授業料の免除を申請し、選考の結果、全額免除者となった場合は、当該期の授業料の全額を免除する。ただし、選考の結果が半額免除者となった場合は、当該規則による半額免除は行わないものとする。

2 和歌山大学が、新たに和歌山県教育委員会以外の教育委員会と、授業料の半額を不徴収とした覚書を締結した場合も、前項の規則を準用するものとする。

第3条の4 国立大学法人和歌山大学教育学部附属学校内地研修員派遣規程（以下「内地研修員派遣規程」という。）に基づき、和歌山大学大学院教育学研究科において内地研修員として研修を行う和歌山大学教育学部附属学校の教員（以下、学生に含める。）が、第3条による授業料の免除を申請し、選考の結果、全額免除者となった場合は、当該期の授業料の全額を免除する。ただし、選考の結果が半額免除者となった場合は、内地研修員派遣規程第9条の規定により授業料の半額を免除しているため、当該規則による半額免除は行わないものとする。

第4条 授業料の免除は、年度を前後2期に分け、各期の授業料につき、別に定める期日までに受理した免除申請に対し当該期分の授業料について許可する。

第5条 免除の額は、各期分の授業料についてその全額又は半額とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、免除の額は各期分の授業料につ

## 授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則

いてその4分の1の額とすることができる。

第6条 免除を許可された者で後日免除の理由が消滅した場合は、委員会の議を経て許可を取り消すものとする。

2 前項による許可の取消しを行つたときは、月割計算により取消した日の属する月分以後の授業料をその月に徴収する。

第7条 免除の許可は当該期限りとする。当該年度内の翌期及び次年度において引き続いて免除の措置を必要とする場合は改めて申請するものとする。

(休学による免除)

第8条 学生に休学を許可した場合は次の算式により算定した授業料の全額を免除する。ただし、休学の開始日が前期にあつては5月2日以降、後期にあつては11月2日以降であつて、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、この限りでない。

授業料年額×(休学当月の翌月(休学の開始日が月の初日からのときはその月)から復学当月の前月までの月数/12)

(死亡又は行方不明のため学籍を除いた場合の免除)

第9条 死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除する。

(災害による免除)

第10条 次の各号の1に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由の発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除する。

(1) 授業料の各期の納期前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項による免除の認定、その他取扱いについては第3条第2項から第5条までの規定を準用する。

(授業料未納のため除籍となった場合の免除)

第11条 授業料の未納を理由として除籍となった場合は、未納の授業料の全額を免除する。

(徴収猶予中退学を許可した場合の免除)

第12条 授業料の徴収猶予を許可している学生に対し、願出により退学を許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降の授業料の全額を免除する。

(その他の免除)

第12条の2 第3条第1項、第8条から第10条第1項、第11条、第12条及び第23条によるものの他、学長が特に必要と認める学生について、同人の授業料を免除することができる。

2 前項による免除の認定、その他取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予)

第13条 経済的理由又はやむを得ない事情で次の各号の一に該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

## 授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

第14条 授業料の徴収猶予の認定、その他取扱いについては、学生（学生が行方不明の場合は当該学生の保証人）の申請に基づき、第3条第2項から第5条までの規定を準用する。

第15条 授業料の徴収猶予は、年度を2期に分けた区分による各期の授業料の納付期限までに受理した申請に対し、当該期分の授業料について許可する。

第16条 徴収猶予の期間は、適宜定めるものとする。ただし、当該年度を超えて定めることができない。

(授業料の月割分納)

第17条 第13条第1号、第3号及び第4号各号のうち1の事由により一時に授業料の納付が困難な者は、その申請により第3条第2項、第3項及び第4条に準じて月割分納を許可する。この場合の月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。

2 前項の月割分納は、毎月5日をもつて納期限とする。

(寄宿料の免除)

第18条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難と認められる場合は、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6月間の範囲内において学長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

2 前項の学長が必要と認める期間が翌年度にわたる場合は、翌年度の当初において、翌年度分に係る免除の申請を改めて行うものとする。

3 前2項の申請及び取扱いは、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

第19条 学生の死亡又は行方不明のため学生の学籍を除いた場合は、未納の寄宿料の全額を免除する。

第20条 授業料の未納を理由として学生に退学を命じた場合は、未納の寄宿料の全額を免除する。

(許可の取消し)

第21条 授業料の徴収猶予を許可された者で、許可の決定後猶予の理由が消滅したものについては、免除取消しの場合の手續に準じて許可を取り消すものとする。

(許可の遡及取消し)

第22条 授業料の免除及び猶予を許可された者が許可の決定後申請書類の記載に不正の事実があつたときは、許可した日に遡及して許可を取り消すものとする。

2 前項の許可を取り消した場合は、取消しの日の属する月に免除した授業料の全額を徴収する。

3 寄宿料の場合も、前2項に準ずる。

(入学料未納のため除籍となった場合の免除)

第23条 入学料を納付しないことにより除籍となった場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の授業料又は寄宿料の全額を免除する。

(雑則)

第24条 この規則実施に関する細則は別に定める。

## 授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則

(この規則等により難い場合の措置)

第25条 特別の事情により、この規則による手続が困難となった場合は、学長の承認を得て別段の取扱いを行うことができる。

附 則

この規則は、昭和39年1月29日から施行する。

附 則 (昭和41年10月11日一部改正)

この改正規則は、昭和41年10月11日から施行し、昭和41年9月11日から適用する。

附 則 (昭和49年5月17日一部改正)

この改正規則は、昭和49年5月17日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年12月23日一部改正)

この改正規則は、昭和50年12月23日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年5月18日一部改正)

1 この改正規則は、昭和51年5月18日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

2 昭和51年3月31日に在学する者(昭和51年4月1日以後においてこれらの者と同一年次に転学、編入学又は再入学した者を含む。)に係る昭和51年以後における免除の取扱いは、なお従前の例による。ただし、改正後の規則第11条(従前の例による免除の総額の範囲内で免除する場合に限る。)及び第19条の規定により免除を行う場合は、この限りでない。

附 則 (昭和53年5月19日一部改正)

この改正規則は、昭和53年5月19日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年1月29日一部改正)

この改正規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月3日一部改正)

この改正規則は、平成元年3月3日から施行する。

附 則 (平成6年4月14日一部改正)

この改正規則は、平成6年4月14日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年3月27日一部改正)

この改正規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月1日一部改正)

この改正規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月28日一部改正)

この改正規則は、平成13年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (平成13年3月21日一部改正)

この改正規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第142号)

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月17日一部改正：法人和歌山大学規程第810号)

この改正規則は、平成20年6月17日から改正する。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1087号)

この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1152号)

## 授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則

この改正規則は、平成22年10月22日から施行し、平成23年度前期授業料に係る免除から適用する。

附 則（平成27年8月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1691号）

この改正規則は、平成27年8月28日から施行する。

附 則（平成28年1月29日一部改正：法人和歌山大学規程第1727号）

この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2056号）

この改正規則は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2135号）

この改正規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2284号）

この改正規則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度前期授業料に係る免除及び徴収猶予から適用する。

附 則（令和3年7月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2374号）

この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2633号）

この改正規則は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から施行する。